

トピックス

裁判所の運営に国民の意見を生かす地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会をご存じですか？

平成15年8月1日、全国の地方裁判所と家庭裁判所に、『地方裁判所委員会』と『家庭裁判所委員会』がそれぞれ新たに設置され、8月29日の札幌地方裁判所、9月17日の名古屋家庭裁判所を皮切りに、全国の裁判所で順次委員会が開催されています。

これらの委員会は、裁判所の利用者である国民の皆さんから広く率直な意見をいただいて、そのニーズを裁判所の具体的な運営等に生かしていくことを目的として設置されたものです。

家庭裁判所委員会は以前からあったって本当ですか？

家庭裁判所委員会は、昭和24年に家庭裁判所が創設されると同時に家庭裁判所内に設置されていました。この委員会は、家庭裁判所で取り扱う家事事件や少年事件などが家庭生活に深く関係した事件であることに着目し、その適正な解決のためには、家庭と密接なかかわりのある地域社会との連絡・協調を図ることが必要であるとして設置されました。この委員会では、裁判所内の案内表示の改善が提案されるなど、一定の成果をあげることができました。

地方裁判所には家庭裁判所委員会のような委員会はなかったのですか？

地方裁判所にも、民事・刑事訴訟の第一審の審理をさらに充実させるために、裁判手続の運用の改善、裁判所の施設整備や裁判官の充実などについて、裁判所外の方々と協議をする場として『第一審強化方策地方協議会』が、昭和31年から設置されています。

しかし、この協議会は、いわゆる法律専門家である裁判官、検察官、弁護士の委員のみで協議がされ、利用者である国民の皆さんが直接参加する機会がありませんでした。

そこで、今回、国民の皆さんから直接意見をいただき意見交換をする場として、地方裁判所委員会が新たに設置され、従前からあった家庭裁判所委員会もリニューアルすることとなったのです。



地方裁判所委員会の様子(那覇地方裁判所)

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会では何をするのですか？

これらの委員会は、国民の皆さんから意見をいただくことを目的としていますが、その内容などについてご説明しましょう。(下表)

委員会はどのような人たちで構成されるのですか？

これらの委員会は、いずれも原則として15人以内の委員で構成されています。そのうち、裁判官、検察官、弁護士以外の学識経験者が委員総数の過半数を下回らないようになっており、また、より実質的な意見交換がされるように、様々な分野において直接実務に携わっている方々にも委員になっていただいています。

委員会では、どのような意見交換がされるのですか？

個別の裁判については、裁判の独立の関係から意見交換の対象にすることはできません。しかし、それ以外の事柄であれば、諮問・答申という形式にこだわることなく、また、裁判所が設定したテーマにとどまらず自由な話題で意見交換を行うこととなります。それぞれの委員が「もっとこうすれば裁判所が使いやすくなるんだけど。」、「なぜ、こうできないのだろう。そうすればもっと裁判所を身近に感じられるんだけど。」と

このような率直な疑問や意見を述べていただき、裁判所からも説明をするなど、できる限り一方通行とはならない、いわば双方向の意見交換を行うことを予定しています。

そして、その中で寄せられた幅広い意見を地域の裁判所の運営に生かしていくことが、ひいては、裁判所に対する国民の皆さんの理解と信頼をより一層高めることになると考えています。

地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会について		
制度の目的	地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的とする。	
制度の内容	設置	各地方裁判所及び家庭裁判所
	所轄事務	当該裁判所の運営に関し、当該裁判所の諮問に応ずるとともに、当該裁判所に意見を述べる。 ※地方裁判所の運営には、当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。
	構成	15人以内で組織され、委員の互選により委員長を選任する。 ※最高裁判所が必要と認める場合には、25人に達するまで委員の数を増加することができる。
	委員	裁判官、検察官、弁護士、学識経験者の中から任命し、任期は2年とする。
	根拠	地方裁判所委員会規則、家庭裁判所委員会規則
運用	委員	○学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとする とともに、多様な委員構成になるよう配慮する。
	開催回数	○できる限り年複数回開催するよう努める。
	意見交換等の内容	○裁判所から聞いてみたい事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判における専門知識の活用について ● 受付相談窓口の充実策について ● 裁判所からの情報発信について 等 ○委員の興味・関心がある事項
	考えられる工夫	○意見交換前に法廷傍聴、模擬審判見学、支部・簡裁の見学などを実施 ○委員への定期的な情報提供（「委員会通信」などを発行） ○意見への対応結果等を委員会に報告 等

これらの委員会の結果などは、適宜、各地の裁判所のホームページにも掲載されていますので是非ご覧ください。